

新型コロナウイルス感染症に関する緊急のお知らせ

☎新型コロナウイルス対策本部 ☎724・5000 (平日午前9時～午後5時) FAX724・6376 (聴覚障害者用 FAX727・3539)

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、市民のみなさんをお願いしたいことをまとめています。また、裏面では、新型コロナウイルスに関する各種支援制度を掲載しています。必ずご確認ください。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために 次のご協力をお願いします!

「3つの密」を避けましょう

「密閉」

密閉空間にしないよう、こまめな換気を行きましょう。

「密集」

密集しないよう、人と人の距離を取りましょう。

「密接」

密接した会話や発声は、避けましょう。

こんな場面では、次のように行動してください!

買い出しは、代表者が1人で空いている時間に行く

- スーパーなどへの買い出しは、世帯の代表者が1人で行ってください。



- 店舗での滞在時間を短くしてください(事前に「お買物メモ」の準備を)。

公園は、必要最低限の利用にとどめる

- 公園であっても人との接触は避けましょう。人の多い公園は避けてください。
- 他の家族との接触を避けてください。
- 子ども同士で集まって遊ぶのはやめてください。



ジョギング時は、必ずマスクを着用する

- マスクをせずにジョギングをすると、周囲にウイルスをまき散らすことになります。必ずマスクを着用し、人との間隔を10m以上あけてください。



「手洗い」「咳エチケット」「換気」「健康管理」を徹底しましょう

手洗い

次のタイミングで手洗いをしましょう。

- ①外出先から帰ったとき
- ②咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
- ③ご飯を食べるとき(前と後)
- ④外にあるものを触ったとき

咳エチケット

マスクをせずに咳やくしゃみをするときは、ハンカチやティッシュ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻を押さえましょう。

換気

換気は風の流れることができるよう、2方向の窓を、1回につき数分間、全開にしましょう。また、換気回数は毎時2回以上確保しましょう。

健康管理

家の中や庭などでできる運動(ラジオ体操、スクワットなど)を行いましょう。

新型コロナウイルスに関する各種支援制度

市民のみなさんへ

■特別定額給付金について

■**基礎日(令和2年4月27日)に市に住民登録があるかた**
1人につき、10万円を支給します。振込口座の記入などの書類書類を、対象となる全世帯あてに、5月中に発送しますので、しばらくお待ちください。
なお、マイナンバーカードのあるかたは、国の申請用ホームページが開設され次第、先行してお手続きが可能です。
■**新型コロナウイルス対策本部**
☎724・5000(平日午前9時～午後5時)
☎724・6376
(聴覚障害者用☎727・3539)

子育て世帯のかたへ

■子育て世帯への臨時特別給付金について

■**令和2年4月分の児童手当の受給対象のかた、及び令和2年3月31日に中学校を卒業した子どもがいるかた(いずれも特例給付を除く)**
対象となる子ども1人につき1万円を支給します。申請は原則不要*で、6月初旬の定例支払日までに児童手当の受取口座に振り込みます。
※公務員のかたは、お勤め先での証明と申請手続きが必要です。
■**子育て支援課**
☎724・6738 ☎721・9907

新型コロナウイルスの影響により、仕事を休む必要があるかたへ

■傷病手当の支給について

新型コロナウイルスに感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合、その療養のために仕事ができず、受け取れなかった給与について、傷病手当が支給されます。詳しくはお問い合わせください。
●**国民健康保険に加入のかた…**
■**国民健康保険室** ☎724・6734
●**後期高齢者医療に加入のかた…**
■**介護・医療・年金室** ☎724・6739
いずれも☎724・6040
●**社会保険に加入のかた…**
▶ご加入の健康保険にお問い合わせください。

収入減や、休業・失業により、生活資金などでお困りのかたへ

給付

■住居確保給付金について

住居を失ったかた、または失う恐れが高いかたに、家賃相当額を一定期間支給します。
■**総合保健福祉センター(生活相談窓口)** ☎727・9515 ☎727・3539

■修学支援新制度について

家計が急変した大学・専門学生などに対し、授業料の減免または返済不要の奨学金を支給します。
●**減免について…通学している学校へお問い合わせください。**
●**奨学金について…日本大学生支援機構** ☎0570・666・301

減免

■介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免、納付について

各保険料の納付が困難なかたについて、減免や分割納付などの対応を行います。

- 介護保険について…**
■**介護・医療・年金室介護保険グループ** ☎724・6860
- 後期高齢者医療保険について…**
■**後期高齢者医療グループ** ☎724・6739
いずれも☎724・6040

■国民健康保険料の減免、納付について

国民健康保険料の納付が困難なかたについて、減免や分割納付などの対応を行います。
●**減免について…国民健康保険室** ☎724・6734
●**納付について…国債権管理機構** ☎724・7036
いずれも☎724・6040

■国民年金保険料の免除について

国民年金保険料の納付が困難なかたについて、保険料を免除します。
■**国民年金事務所** ☎066848・6831 ☎066854・3638
■**介護・医療・年金室** ☎724・6735 ☎724・6040

支払期限の延長

■公共料金の支払期限の延長について

各公共料金の支払いが困難なかたについて、支払期限を延長します。
●**上下水道料金について…**
■**上下水道局 料金センター** ☎724・6756 ☎722・7416
●**NHK受信料について…**■**北大阪営業センター** ☎066835・8001
●**電気料金、ガス料金、電話料金について**
▶ご契約の各事業者へお問い合わせください。

■国税、市税の納税猶予について

納税が困難なかたについて、一年間の納税猶予や分割納付などの対応を行います。
●**国税について…**■**大阪国税局猶予相談センター** ☎066630・3680
●**市税について…**■**国債権管理機構** ☎724・6713 ☎723・5538

貸付

■緊急小口資金、総合支援資金の貸付について

生活資金でお困りのかたに、無利子・保証人不要で貸付を行います。
■**社協貸付担当** ☎749・1575 ☎727・3590

■証明書の無料発行

■新型コロナウイルス関連で必要となる証明書の手数料無料について

新型コロナウイルス関連で必要となる各種証明書について、発行手数料を無料にします。
●**住民票、印鑑登録について…**■**窓口課** ☎724・6726 ☎724・0853
●**課税・納税証明について…**■**国税務課** ☎724・6709 ☎723・5538

届出期間の延長

■年金の支給に関する届け出の提出期限の延長について

現況届などの提出が遅れた場合も、年金、年金生活者支援給付金が受けられます。
■**国民年金事務所** ☎066848・6831 ☎066854・3638
■**介護・医療・年金室** ☎724・6735 ☎724・6040

事業者のかたへ(お問い合わせ窓口)

給付・助成

■休業要請支援金について

■**府休業要請支援金相談コールセンター**
☎066210・9525 ☎066210・9504

■雇用調整助成金について

■**大阪労働局雇用保険課助成金センター** ☎067669・8900
■**ハローワーク池田** ☎751・2595

■小学校休業等対応助成金について

■**各学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター**
☎0120・60・3999

保証

■危機関連保証、セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号について

■**大阪信用保証協会** ☎066260・1730

貸付

■新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生新型コロナウイルス特別貸付、旅館・飲食店・喫茶店向け衛生環境激変対策特別貸付について

■**日本政策金融公庫・事業資金相談ダイヤル**
平日: ☎0120・154・505
土・日曜日、祝日: ☎0120・112・476、☎0120・327・790

■商工中金・危機対応融資について

■**商工組合中央金庫相談窓口** ☎0120・542・711

■新型コロナウイルス対策マル経融資について

■**箕面商工会議所** ☎721・1300 ☎721・1305
※または、日本政策金融公庫の各支店へお問い合わせください。

その他

■新型コロナウイルス感染症対応緊急資金等の認定書の発行について

■**箕面営業室** ☎724・6727 ☎722・7655